障発 0 3 3 1 第 5 号 平成 2 7年 3 月 3 1 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

> 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 (公 印 省 略)

「電動車椅子に係る補装具費の支給について」の一部改正について

標記については、平成22年3月31日障発第0331第11号本職通知によりお示ししているところであるが、今般、同通知の一部を別添のとおり改正し、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、第2の1(1)に定める対象者については、「補装具費支給事務に係る Q&Aの送付について」(平成27年3月31日付社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室事務連絡)により、支給の判断に当たっての考え方をお示 しするので留意されたい。

○ 電動車椅子に係る補装具費の支給についての一部改正 新旧対照表

改正後	現行
障発0331第11号	障発0331第11号
平成22年3月31日	平成22年3月31日
障発0330第19号	障発0330第19号
平成24年3月30日	平成24年3月30日
障発0315第 4号	障発0315第 4号
平成25年3月15日	最終改正 平成25年 3月15日
障発 0 3 3 1 第 5 号	
最終改正平成27年 3月31日	
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長
電動車椅子に係る補装具費の支給について	電動車椅子に係る補装具費の支給について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条の規定に基づいて市町村が支給する電動車椅子に係る補装具費について、別紙のとおり「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」を定め、支給事務の円滑かつ適正な実施及び利用者等の安全確保に資することとしたので、内容了知の上、貴管内市町村及び関係機関等へ周知方ご配意願いたい。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条の規定に基づいて市町村が支給する電動車椅子に係る補装具費について、別紙のとおり「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」を定め、支給事務の円滑かつ適正な実施及び利用者等の安全確保に資することとしたので、内容了知の上、貴管内市町村及び関係機関等へ周知方ご配意願いたい。

別紙

電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領

- 第1 基本的事項 (略)
- 第2 実施要領
 - 1 電動車椅子に係る補装具費支給基準
 - (1) 対象者

学齢児以上であって、次のいずれかに該当する障害者等であること。

- ア 重度の下肢機能障害者等であって、電動車椅子によらなければ歩行 機能を代替できないもの
- イ 呼吸器機能障害、心臓機能障害、難病等で歩行に著しい制限を受ける者又は歩行により症状の悪化をきたす者であって、医学的所見から 適応が可能なもの
- (2)及び(3) (略)
- 2 支給の判定 (略)
- 第3 その他 (略)

別紙

電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領

- 第1 基本的事項 (略)
- 第2 実施要領
 - 1 電動車椅子に係る補装具費支給基準
 - (1) 対象者

学齢児以上であって、次のいずれかに該当する障害者等であること。 なお、電動車椅子の特殊性を特に考慮し、少なくとも小学校高学年以 上を対象とすることが望ましいこと。

- ア 重度の下肢機能障害者等であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できないもの
- イ 呼吸器機能障害、心臓機能障害、難病等で歩行に著しい制限を受ける者又は歩行により症状の悪化をきたす者であって、医学的所見から 適応が可能なもの
- (2) 及び(3) (略)
- 2 支給の判定 (略)
- 第3 その他 (略)

(参考) (参考) 電動車椅子の名称に係る判定の目安について 電動車椅子の名称に係る判定の目安について 日常生活圏の坂路・悪 日常生活圏の坂路・悪 補装具費の支給を検討す 平坦路における手動自走の 平坦路における出いる手動自走の 補装具費の支給を検討す ることとなる電動車椅子 る手動自走の 可否 ることとなる電動車椅子 る手動自走の | 可否 ※()は、アシスト式 ※()は、アシスト式 の名称種別等 の名称種別等 可否 可否 を使用した場合 を使用した場合 できない (できる) アシスト式 できない (できる) アシスト式 簡易型 簡易型 できる できる できない (できない) 切 替 式 できない (できない) 切 替 式 簡易型又は簡易型以外 できない できない できない できない 原則、簡易型以外 ※ 日常生活圏とは、自宅周辺の日常の行動範囲及び通勤又は通学のため ※ 日常生活圏とは、自宅周辺の日常の行動範囲及び通勤又は通学のため に、日常的に車椅子の使用を行う圏域である。 に、日常的に車椅子の使用を行う圏域である。